

令和4年度第3回芦屋市消費者教育推進地域協議会 会議録

日 時	令和5年1月25日(水) 16:30~17:30
場 所	芦屋市公光分庁舎南館2階会議室
出席者	会 長 上田 孝治 副会長 川崎 和代 委 員 村上 順子、永瀬 隆一、阪口 忠之、三谷 百香 東矢 道明、岩本 和加子 欠席委員 入江 祝栄、野村 大祐
事務局	市民生活部部長大上 地域経済振興課 課長平見、消費生活係長山本、課員松原
会議の公開	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 令和4年度実績報告について
- (3) 第3次芦屋市消費者教育推進計画について
パブリックコメントの結果について(協議)

2 資料

- (1) 次第
- (2) 令和4年度実績報告について
- (3) パブリックコメント意見・回答

3 審議経過

- (1) 開会
- (2) 会議成立要件等の確認
- (3) 令和4年度実績報告について
- (4) パブリックコメントの結果について(協議)

4 議題

- (1) 令和4年度の実績報告について
(事務局説明)
(意見無し)
- (2) 第3次芦屋市消費者教育推進計画のパブリックコメントの結果について
(事務局 山本)(第3次芦屋市消費者教育推進計画について説明)
(会長)計画の原案に対するパブリックコメントを踏まえて2か所、22ページと23ページに修正を入

れた形のもが今お手元にあるという状況かと思いますが、まず今説明いただいた内容についてご意見、ご質問があればおっしゃっていただければと思います。確認ですがこの募集結果はホームページに掲載するのですか。

(事務局 山本) はい。そうです。

(副会長) 1番のご意見に関してですが、消費者協会の中でも消費者トラブルばかりを取り上げるのではなく、食の安全や地球環境のことも知りたいと言っており、こちらのご意見は消費者協会の意見と同じだと思います。ただ、消費者トラブルが頻繁に起こり、注意していてもトラブルに遭う人もいますので、両面にわたって広く消費者教育を行っていかねばならないと思います。

(会長) 消費者市民社会というのはトラブルというよりはむしろ自分たちの消費行動で世の中を変えていくという考え方なので、第2章の消費者教育の現状と課題が、ほぼトラブルがらみのことが書いてあるので、トラブル中心のように見えるということだと思います。消費者市民社会を謳っておきながら第2章がトラブル中心になっているので、抜けていませんかというご指摘だと思います。それを踏まえて第4章の、23ページに食の安全や地球環境問題を追加したということかと思いますが。私の感覚では23ページのところに推進の方向性があり、その本文の中に「また消費者教育の範囲は広く」と書いてあるため、少し手を入れてもいいのかと思います。要するに消費者教育の範囲が広く、消費者トラブルだけではなく、環境であったり、食の安全であったりということはこの本文にも少し入れてもいいのではないかと思います。その方がより趣旨は伝わるかと思いますが。ただ、そうすると推進の方向性1のタイトルとズレが生じますので、消費生活相談窓口の周知推進の本文で効果的な消費者教育の実施というのが入っているのですが、タイトルがややイメージと違うというのが気になるかという気はしますが、元々範囲が広いというのはそう言う意味だと思いますので、本文にも入れつつ取組にも入れてはどうかと思います。

(村上委員) トラブルに遭わないことはとても大切なことだと思いますが、暮らしを守ることは環境を守ることから始まると思います。ご意見の中にエシカル消費というものもありましたが、何を選ぶかというのは消費者が決めることで、それは消費者の権利だと思います。選ぶためには知っておかないと選べないので、消費者教育と謳っているのであれば、学習や教育で知ることから選ぶことができるので、そういった意味でも前向きなご意見なのではないかと読ませていただきました。

(会長) 3番のご意見は、消費者教育というのはすでにある程度実施されているため、5か年を見据えてさらに一歩先に行く違ったものを行うべきではないかという趣旨かと思いますが。時代の変化とともに、成年年齢の引き下げや、通信販売の増加などに対応しなければならないという市の考え方から、推進の方向性2・5を重点取組としたかと思いますが、どう重点になるのかがややわかりにくいいため、重点の意味合いをお聞かせいただければと思います。

(阪口委員) 多様性の時代ということもあり、情報がたくさんあってそれをどう選択するかはある程度自己責任になってしまう部分はあるかと思いますが。トラブルが起きた時の解決だけでなく、自ら考えるために、どのように考えたらいいいのか、なぜトラブルは起きるのかというようなことも消費者教育の中心としないと意味がなくなってくると思います。

(市民生活部長) すでに3点ほど重要なご意見をいただいたかと思いますが。まずこの計画全体がどうしても消費者トラブルにポイントを絞った書き方に見える。消費者教育は関わる分野が広いと

いうことを回答には「ここに書いてあります。」という答えにとどまってしまっているの、具体事例として掲載するだけではなく、本文に関係する分野が広いということを追記できればいいのかと思っております。

そして、重点という文字が入っても伝わらなければ意味がありませんので、重点というのはどう行っていくのか、今後具体の取組を発展させていくように考えていきたいというような、重点取組というものを徹底するその説明文と一緒に入れられればと思います。そして阪口委員に付け加えていただいた、身近なこととして関心を寄せて勉強していただきたい重要性も伝えられればと思います。

(阪口委員) トラブルが発生したら片付けてくれるのかと考えるようになってしまうかと思えます。

(会長) 若い人にお話をするときには「契約したときにクーリングオフというあなたたちを守ってくれる制度があります。」とかそういう話をする人が結構多いのですが、私は逆にそういう言い方を全くしなくて「契約をするということはとても重いことです。義務や責任が発生するので、慎重に吟味して契約をする。」「契約を安易に考えてはだめです。」という話をします。おっしゃるとおり「クーリングオフで救われます。」や「何とかなるだろう」みたいな話ばかりだと自分で学ぶ感覚にはなかなかかならないと思います。

(阪口委員) 契約の責任を謳っていくのが教育者の教育だと思います。計画でも記載はありますがそれが理解されにくい。

(会長) どうしても何とかかなります的な教育をしてしまうと安易になってしまいます。若い人の事件を見ていても、何でもかんでもクーリングオフができるというような感覚が多いように感じます。

(事務局 平見) 計画の中では具体的に記載はないですが、ご意見いただいている内容は、ネットワーク社会に対応した消費者政策を重点的に行う旨国や県の消費者教育でも問題と考えられています。それに基づきまして本市においてもこの方向性で進めていくというのを説明した次第です。どこかにそういった趣旨の説明を入れることも考えたいと思っております。

(会長) 重点にすることはもちろんいいと思うのですが、本文の中にどう重点としてというのを少し加えたらいいのかと思えます。

(市民生活部長) 他の市の計画でもそうなのですが、市民の皆さんにいただくご意見自体も我々が直接このような場でご説明しているものではないので、他の計画で別に行っているものや、これをもとに毎年ローリングしていく具体的な取組の中で生かしていくようなことも含めてしっかり考え、それに対してこのパブリックコメントへの回答の段階でどこまで反映できるかというところ、できる限り一文字でも一言でも反映した形の修正ができればと考えておりますので、今日頂戴しているご意見も今からでも修正も可能かと考えています。

(阪口委員) 修正しなければならないということではありませんが、項目としてきちんと入っていると思いますが伝わっていないことが問題だと思います。

(市民生活部長) そうですね。計画をご覧ください皆さんに伝わるように、一工夫する余地がありそうであれば、ぜひ入れ込めたらと思います。

(会長) 今お話がありましたけれどパブリックコメントのご意見は子ども・若者の分野が一番多いです。そこに非常に重点を置いておられるわけで、それに対して今回重点ということにするのであれば、5、6、7、8のご意見を踏まえた修正になるかと思えます。

(市民生活部長) 前計画を策定したときのパブリックコメントはお一人の方から3件のご意見をいた

できました。今回は5人の方から12件いただいたので、関心が広がっていることと、消費者協会様はじめ、啓発も広がっていると思いますので、しっかりとお答えして、施策を進めていかなければいけないと考えています。

(三谷委員) 成年年齢が引き下げられ、今までの金銭教育や経済的な部分の教育はどうだったのだろうかと思います。今18歳だから手厚く、クローズアップされていると思っていて、個別支援や相談では20代から30代前半くらいの方々が取りこぼしになっていると感じます。いつの間にかマルチ商法で友達を誘ってしまっているのを見たというような相談を聞いていると、危うさを感じる世代です。そういった世代が親になったときに心配になることがあります。

(会長) 確かに消費者教育と言われたとしても間もないので、おっしゃるように20代後半とか30代前半というのは経済活動を知っているけれども、あまり心許ないような印象はありますね。そういった世代への情報の届け方が難しいかと思います。

(事務局 松原) おっしゃる通りこの世代への教育や周知は難しく、実態として成人になって権利を持ったものの、使い方がよくわからないままの方も一定いるかと思います。そういった方たちへの情報の届け方ですが、例えば、昨年度はワクチン接種の待機時間を活用して、消費者庁の啓発動画を流すなど、どうしても見ざるをえない場面での周知啓発というのは有効な手段かと思いました。また、第3次計画にも掲載しているSNSの活用はこの世代にとっても親和性はあるかと思います。若者世代へ情報を届けることについては、引き続き取り組まなければならないかと思いますが、5か年計画なので5年後どういったことが社会全体で起きているのか、正直わからない部分であると思うので、そういったときにも対応できるよう、計画には記載はない一歩先をいく取組についても、必要に応じてその都度考えていかなければならないと考えています。

(会長) まさに認知しにくいところにどうつなげていくかというのがご意見の3番にあった一歩先に行く内容とか言うところにもつながると思います。その他何かご意見等ありましたらお願いします。

(阪口委員) パブリックコメントのご意見をどう取り入れるのでしょうか。

(会長) 元々文章の中に書かれている方向性・内容は一緒なので、その範囲内であれば入れるということは、可能な範囲ではあります。何か加えてほしい内容など、その他ございますか。特になければ、今までのご意見を踏まえて再度ご検討いただければと思います。

(事務局 山本) ありがとうございます。今ご意見頂いた分はこちらの方でまた検討して、修正できるものは修正しようと思っています。今後の流れとしましては庁内での承認の後、市議会の委員会で報告を行いまして策定という形になります。3月末までには策定いたします。

4 その他

(次年度以降の委員委嘱、次回開催内容等連絡)

5 閉会